「宝が池公園運動施設アーバンスポーツパーク（仮称）におけるスマートロックシステム導入、電気設備整備等業務に関する公募型プロポーザル」
質問に対する回答について

No.	質問	回答	該当箇所
1	スマートロックシステムとは、物理的な電気錠を指すのか、予約や決済などを行えるシステムを指すのか、どちらか。	本業務では、両方を合わせて「スマートロックシステム」としています（「公募型プロポーザル実施要項」P.2において、「IoTを用いてアーバンスポーツパークの出入口扉を解錠でき、また、インターネット上で予約管理を行えるスマートロックシステム」と定義付けています。）。	「公募型プロポーザル実施要項」P.2－4⑴ウ㈦
2	今回の「公募型プロポーザル実施要項」では、「契約の履行を複数の事業者で分担する」場合は「複数事業者による連合体（コンソーシアム）を結成するとき」のみが参画条件とされているが、プロポーザル期間内に正式なコンソーシアムを結成するには時間的に調整が困難である。再委託であっても同等の業務履行は可能であることから、コンソーシアム型だけでなく再委託型による応募も可能としてほしい（再委託先の業務実績を含めることを可としてほしい。）。	幅広く提案を受け付けるため、今回は再委託型での応募を可とします。これに伴い、「公募型プロポーザル実施要項」及び「受託候補者評価要領」を修正し、資料の提出期限等を各１週間程度延長します。	・「公募型プロポーザル実施要項」P.1及びP.3～5（赤字表記） ・「受託候補者評価要領」P.1（赤字表記） ・「第７号様式」追加